

岩手県の物産と観光展出品申込要領

1.催し名	第49回 日本橋高島屋展
2.会 期	令和2年3月11日(水)～3月16日(月) (6日間)(食品) 令和2年3月11日(水)～3月17日(火) (7日間)(工芸品)
3.会 場	東京都・日本橋高島屋 8階催会場 (食品) " 7階常設会場 (工芸品)
4.趣 旨	県内で生産された優良特産品の展示即売を通じて紹介宣伝し、広く一般への理解を深めるとともに、観光宣伝を行い観光客の増大を図ることを目的とします。
5.主 催	いわての物産展等実行委員会 (事務局:公益財団法人いわて産業振興センター) 宣伝用:[岩手県、県内全市町村、いわての物産展等実行委員会、県内商工農林水産業団体]
6.後 援(予定)	東京都、東京商工会議所、岩手県人連合会
8.催しの内容	(1)物産関係… ○食料品:菓子、農産物、水産物、畜産物、産地直送販売 ○民芸・工芸品 ○民芸玩具 ○茶屋 ○家具 ○その他 (2)観光関係… ○観光案内所開設 ○観光資料の展示配布 ○イベント ○その他
8. 販売 手数料等	一般販売商品及び製作実演販売(茶屋・弁当)とも売上金額からデパート販売手数料と出品者負担金とを合計して、次の料率(%)を徴します。また酒類及び家具等特殊商品については別に定めます。 なお、出品者負担金は催し経費の一部に充当するため主催者が徴するものです。 食品、茶屋:23%民芸、工芸品及び玩具:25% ※変更となる場合があります。
9.販売代金 精算時期	令和2年5月下旬
10.出品物の 輸送	(1)輸送方法…搬入:出品者より高島屋指定場所へ直送してください(チャーター便は使用しません)。 搬出:チャーター便(常温品)、又はヤマト宅急便着払い(常温・冷蔵・冷凍品)を使用します。 (2)輸送経費…ア、発送に要する経費は、出品者の負担とします。 イ、返送に要する経費は、チャーター便(常温品:会場デパートから主催者指定場所までの経費)のみ主催者の負担とします。 ※チャーター便以外の荷物については、出品者の負担とします。
11.販売及び アルバイト等 あつせん	(1)販売は必ず出品者が行って下さい。 販売補助者を必要とする場合にはマネキンを斡旋します。 マネキン1日16千円程度 (2)製作実演者(茶屋・弁当)は原則として販売には携わることができませんので、販売員を用意して下さい。
12.宿泊斡旋	事務局で宿泊の斡旋は行いません。
13.申込期限	令和元年12月20日(金)までをお願いします。
14.申込先	いわての物産展等実行委員会 (事務局:公益財団法人いわて産業振興センター 担当:佐々木) 〒020-0857 盛岡市北飯岡2-4-26 TEL 019-631-3823、FAX 019-631-3830 ※御不明な点がございましたら、お問い合わせ願います。
15.出品 調整等	(1)お申し込みいただいた後、より効果的な催しとするため、選考会議で審査を行い、売り場スペースや品物の重複等について、一部調整させていただくことがありますので、あらかじめ御了承をお願いします。 (2)会場の小間配置及び小間数については、会場デパートとの協議調整がありますので主催者に御一任願います。
16.製造物責任 (PL)法保険 の対応	出品者は、PL法の対応のためにPL保険に加入し、万が一の製造物の事故による消費者からの損害賠償への対応をしていただくようお願いします。 また、PL保険に未加入の申込者については、出品内容について会場側のデパートと協議しながら調整していくことにします。 なお、出品申込書のPL保険の欄に保険の加入済か未加入であるか、加入済の場合は、支払限度額を記入していただくようお願いいたします。